

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 10月 1日～令和7年 9月30日までの 1年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休暇取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」をめざし、育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和6年 10月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和6年 12月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を追加する。

<対策>

- 令和6年9月19日 6年 10月～ 評価項目・評価基準等の検討
- 令和6年 12月～ 人事評価制度の改定について周知、評価者研修の実施
- 令和7年度～ 新人事評価制度による評価実施